

政治施設としての学習院の成立

吉田, 昌彦
九州大学大学院比較社会文化研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1547069>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 52, pp.61-95, 2009-03-31. 九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門
バージョン :
権利関係 :



政治施設としての学習院の成立

吉 田 昌 彦

一、はじめに

弘化年間、朝廷の公家教育の場として学習院が設立され、文久年間後半において朝廷の「政治機関」として機能していったことは広く知られている。公家の学問所としての学習院の成立過程と運営の在り方に関しては本多辰次郎氏によって明らかにされ、そこに行われた学習内容や学習サークルについて実態については佐竹明子氏が解明している。

戦前、マルクス史学とは異なる方向からの幕末維新史研究を総括したものともしうべき『維新史』や『徳川慶喜公伝』が存在する。これらの業績は、いわゆる王政復古史観や佐幕史観にもとづいて叙述されており批判的に検証することが必要な部分があることは事実ではあるが、半面、史料にもとづいて「実証的」に「歴史事実」を明らかにしており、以後、学会において「常識」化したものも多いものと思われる。これらの戦前の業績において、文久期における学習院についてもその大要が紹介されている。例えば、『維新史』では、文久三年二月二十日の令達により「草莽之士が学習院に国事意見を上ること」が「許された」こと、国事掛・国事参政など幕末朝廷の国事審議機関新設の流れのなかの位置づけなど基本的事実などが指摘されており、以後、幕末期の学習院理解の基本となっている

る。

戦後、幕末朝廷の国事審議機関に関して研究が行われているが、家近良樹氏は「幕末期の朝廷に新設された国事審議機関について」（『日本歴史』四四八 一九八五年）で国事御用掛と学習院との関連について検討している。

本稿では、学習院が何故に政治化していったか、また、学習院が天皇の政治的上昇のなかで如何なる位置を占めていたかを検討したいと思う。

二、「空間」としての学習院とその用途

まず、幕末期の朝廷において何故に学習院が新たに政治の場として選択されたかを考えていく。

周知のとおり、学習院は学習所ともいい、弘化四年、孝明天皇の希望により公家の教育の場として建春門前に創建され、四十才以下の公家や地下、およびその子弟の教育に用いられた。学習所伝奏を責任者に、管理のために学習所雑掌が置かれていた。

『学習院仮日記』文久二年七月十二日（宮内庁書陵部所蔵）に学習所雑掌中へ勢多大判事より用状が届き蔵人口で阿野公誠より次のような指示を与えられている。

では、なぜ、学習院が幕末期、政治の場となったのであろうか。

学習所雑掌がつけていた文久二年七月十二日条に次のような記事がある。

松平大膳太夫（長州藩主毛利慶親一引用者、以下同じ）武伝議奏衆と於学習院御密談有之其日限等は其正親町三条（実愛）殿より家来参被可申間其節承知之旨可申候由二候事

これは、文久二年に長州藩主毛利慶親が、国事周旋の命を受け上京し参内し時事を論じる（「密談」）時に備えて、予め学習院（学習所）の管理を行っている実務官僚である学問所雑掌に通達したものである。

この達しが、管見のかぎりでは大名の学習院参院関係史料の初見である。

『学習院仮日記』における次の記事は同月正親町三条の家来の付き添い毛利慶親家来五、六名が参院する予定に
関するものである。

興味深いのはその記事のなかで「松平大膳太夫家来五六人参当院拜見度由二候事尤其節附添正親町殿家来も参候事」と記されている点である。

ここで記されている理由は、主君の大事に備えた長州藩士の下見や式次第などの打ち合わせという真の理由を繕った名目的理由であったことは明々白々であるが、本来、学習院は地下役人の子弟でも出入り可能な施設であったため、公家の家来が付き添えば一般の藩士が「拝見」可能な程度の身分規制しか持っていなかった存在であったのである。

特に、このような表面的理由は、世間の常識に合致した当たり障りのない理由が選ばれるのが通例であるので特にその感が強い。

同月十六日に毛利慶親は参院しているが、その時の様子について『学習院仮日記』同日条に次のような記述がある。

午半刻より議奏方中山（忠能）殿正親町三条殿野宮（定功）殿武伝坊城（俊克）殿 御参院其後松平大膳大夫殿御参御面談於講堂相済申刻過各々相済御退散ニ相成候事

傍線部にあるように議奏武家伝奏四名と毛利慶親との会談が学習院の講堂で行われていることを知ることができる。

また、『学習院仮日記』同日条の註書きに「大膳大夫殿玄関より上り聴衆之間にて休息」と書かれており、毛利慶親が「聴衆の間」を「休息の間」として使用していたことがわかる。また、休息中の慶親に対して茶、煙草盆が出されていたことがわかる。

また、議奏、武家伝奏にも茶、煙草盆の接待が行われていたが、彼らが大名の面談の前に学習院のどの部屋にいたのかは『学習院仮日記』の記事では判然としない。

ただ、学習院の長は武家伝奏であり講義がある日には参会していたので、そのような時に使用していた部屋で待機し接待を受け、面談の時、その部屋から講堂に赴いていたと考えるのが妥当であろう。

では、他の大名の場合はどうであったのであろうか。

『学習院仮日記』文久二年十二月十三日条に佐賀藩主鍋島齊正が学習院に参院したときの記事が載っているが、大名参院記事のなかで一番詳細に記されているので引用することとする。

一

松平肥前守内

家老 平田助太夫

中老 鍋島河内

番頭 原田小四郎

中野数馬

右四人先廻り参院之事

……①

一 午刻比参院 松平肥前守殿

先聴衆之間に相通し使番茶多葉粉益など差出し候事 ……②

一 議奏 同

阿野 殿 飛鳥井 殿

同 同

正親町三条 殿 中山 殿

武伝 同

野宮 殿 坊城 殿

右無程御参院之事 ……③

一 松平肥前守殿江非藏人兩人面会有之 家来えも先へ面会有之候事

雑掌三人非藏人同様面会之事 ……④

一 講堂にて御面会故先へ御場所内見

是迄雑掌誘引之処此義は非藏人より誘引いたし候事

未刻御面談酉刻比相濟退出 ……⑤

一 六卿方夫より後追々御退散之事 ……⑥

まず、①で藩士が先乗りして打ち合わせを行い、②で藩主が到着、その後、③で朝廷側の議奏、伝奏が到着して
いる。この到着順は身分に応じたものであるが、先に述べた毛利慶親参院の時は議奏・伝奏が毛利慶親より先に来
院していたものと考えられるので、この点は変化している。

②において鍋島斉正は「休息の間」として「聴衆の間」を使用し、茶、煙草盆の接待を受けていることは毛利慶親と同一である。

また、議奏・武家伝奏と面談する前に鍋島斉正は、対面の場である講堂を内見しており、この大名と朝廷の政治を担っている議奏・武家伝奏の面談が単なる政治の話し合いの場ではなく身分制社会特有の儀礼をとまっていたものであったことがわかる。

この後、議奏・武家伝奏が講堂に先入室して非蔵人が誘引して入室する鍋島斉正を待ち受けたか、あるいは、その逆であったかは⑤の記事では判然としないが、⑥の記事で議奏・武家伝奏が鍋島斉正が退出した後に「退散」したことを考えると、議奏・伝奏側が「主人」側として「客」である大名を迎えて「客」が帰った後に解散したものと考える間違いがないであろう。

この鍋島斉正参院の後、鳥取藩主池田慶徳が同月二十日に参院している。池田慶徳参院当たって、学頭奉行が指示を学習院雑掌らに与えている。『学習院仮日記』同月十九日条によれば、その内容は次のとおりである。

松平相模守（池田慶徳）

右明廿日午刻参上ニ付都て過日鍋島前中将参上之節之通相心得候様学頭奉行衆被 命候 仍申入候以上

ここにおいて、朝廷側（学頭奉行衆）は学習院の参院する国持大名に対して画一的な礼遇を行うこととしていたことは明らかであろう。

その礼遇とは次のようなものであった。

国持大名の参院

←

休息の間（聴衆の間）へ、茶、たばこ盆の接待

←

両役の参院

←

大名、講堂内見

←

講堂に非藏人または雑掌、大名を誘引

←

講堂で議奏、武家伝奏と面談

←

面談終了後、大名辞去

←

議奏、武家伝奏辞去

以上の一連の流れから、休息の間と面談を行う「正間」、そして、接待、誘引などをおこなう人手を備えている施設が藩主と議奏・武家伝奏という朝廷における政務担当者との会談の場として使用されていたことがわかる。

そして、当然のことながら大名は、相当数の供人数を連れてきていた。「松平肥前守殿江非藏人両人面会有之

家来えも先へ面会有之候事 雑掌三人非臧人同様面会之事」という④の文言にあるがごとく、その内の何人かは大名に随従して学習院に上ったものと考えられるが、それらの収容し得るスペースも必要であったのである。その際、藩主が休息している間は、家来は基本的に「休息の間」に次する部屋に家来は待していたと考えられるが、多くの聴衆を想定していた学習院は、後述するように「聴衆の間」という「聴衆の間」の「次の間」を持っていたのである。

以上のとおり、学習院は、講義施設であったため、大名と公卿との会談の場である「正間」（＝「講堂」）、大名の「休息の間」（＝「聴衆の間」）、大名家来が待機する「休息の次間」（＝「聴衆の次間」）を講義施設として備えていたのである。また、従来から学習院の長として管理する立場にあった議奏は、もともと、学習院内に「居室」を有していたため公卿側の待機室については何ら新しい対応をとる必要はなかったものと判断される。

つまり、学習院は、講義施設を転用することにより藩王クラスに対する礼遇と公卿と大名との政治的会談を行えるスペースと構造とを一応備えていたといえよう。

当然、このような学習院にあつては藩士などと伝奏・議奏などとの面談も容易にできる構造になっている。

『学習院仮日記』文久二年十二月九日条に陵墓修復協議のために山陵修復御用掛の四卿のうちの何人かが、宇都宮藩家老で山陵修圍御用掛の戸田和三郎（忠至）に学習院で面会することについて正親町三条実愛よりの仰せ渡しが学習所雑掌に伝えられている。

その際、雑掌二名が詰めること、「取構之処ハ是迄之振合相心得」ること、「和三郎罷出候、聴衆之次ノ間江相伺候様」にすべきことという指示が出されている。

このような指示にもとづいて行われた山陵修復御用掛の公卿と藩士との面会は『学習院仮日記』文久二年十二月十日条によれば以下の通りであった。

一 中山（忠能）殿 正親町三条（実愛）殿

坊城（俊克）殿 野宮（定功）殿

柳原（光愛）殿 万里小路（博房）殿

右六卿方は山陵掛之由二而御参院候事……①

一 戸田和三郎参院聴衆之次之間江使番誘引夫にて休息茶多葉粉盆火鉢等差出ス

使番両人役之……②

無程講堂江六卿方御列坐戸田和三郎誘引は政敏役之夫より御面談有之酉刻過相濟 退出

六卿方申刻比御退散ニ相成夫より非藏人以下各々退出候事……③

この次第書の②によれば、藩士の身分である戸田和三郎は、事前の達しのとおり「聴衆の次の間」を「休息の間」にしており、茶・煙草盆などの接待は同じものの座席において大名と明確な差をつけられている。

つまり、「聴衆の次の間」は藩士クラス、「聴衆の間」は藩主クラスという身分制に対応した部屋の用途上の明確な差別が存在していたのである。

また、この次第書の③の部分についてであるが、日記の記述に従えば、「六卿が講堂に列座した後」、戸田和三郎は政敏により誘引されて講堂に至り面談が終わって酉刻（午後八時）過ぎに退出し、六卿は申刻（午後六時）頃退散し、その後に非藏人以下も退出した」というものであるが、文の流れでは学習院を退出したのは次のような順番であったと考えられる。

面談終了

政治施設としての学習院の成立

←
戸田和三郎退出

←
六卿退散

←
非蔵人以下退出

このため、戸田和三郎の退出時刻の「酉刻（午後八時）過ぎ」と六卿の退散時刻の「申刻（午後六時）頃」とは順序が逆転していると考えられ、記載の際の間違いと考えた方が整合的であると判断される。この判断に従えば、この戸田和三郎との面会が「取構之処ハ是迄之振合相心得」ることという指示が与えられていることもあって、前述した大名との面談でも議奏・伝奏側が「主人」側として「客」である大名を迎えて「客」が帰った後に解散していたという判断を補強できるのである。

ただし、注意しなければならないのは、この学習院（学習所）は、かかる政治的場としての使用が開始されても従来通り、公卿非蔵人等の子弟の学習の場という用途に使用され続けている点である。

以下、『学習院仮日記』により、毛利慶親が学習院が参院した文久二年七月十六日以降から同年暮れまでの講会と政治的使用を列挙してみよう。

七月

- ① 十五日 長州藩主毛利慶親家来、下見のため参院

② 十六日 毛利慶親参院、議奏・武家伝奏と面談

③ 十九日 講会（史記）

④ 二十六日 講会（日本紀）

⑤ 二十九日 講会（大学）

八月

① 二日 毛利慶親・定広父子参院、議奏・武家伝奏と面談

② 九日 講会（礼記）

③ 十九日 講会（史記）

④ 二十六日 講会（日本紀）

⑤ 二十九日 講会（大学）

閏八月

① 九日 欠会（八日に学頭桑原為政より欠会の示達あり）

② 十九日 講会（史記）

③ 二十六日 講会（日本紀）

④ 二十九日 欠会（二十七日に学頭衆より欠会の示達あり）

九月

※ 九月七日より同月二十日まで学習院講堂屋根破損修理のため講会なし。

① 十九日 講会（史記）

② 二十六日 講会（日本紀）

③ 二十九日 講会（大学）

十月

① 九日 講会（礼記）

② 十九日 講会（史記）

③ 二十六日 欠会（二十五日に学頭衆より欠会の示達あり）

④ 二十九日 講会（大学）

十一月

① 九日 講会（孟子）

② 十九日 欠会（十四日に学頭桑原為政より欠会の示達あり）

③ 二十六日 講会（日本紀）

④ 二十九日 欠会（十四日に学頭桑原為政より欠会の示達あり）

十二月

① 十日 山陵修補掛公卿六名及び戸田和三郎が参院、面談

② 十二日 議奏・武家伝奏・国事御用掛十五名及び在京十二藩藩士参院

③ 十三日 佐賀藩主鍋島齐正参院、議奏・武家伝奏と面談

④ 二十日 鳥取藩主池田慶徳参院、議奏・武家伝奏と面談

⑤ 二十二日 学頭桑原為政、学習院講会出精懈怠を糺す

⑥ 二十八日 長州藩世嗣松平定広参院、議奏・武家伝奏と面談

以上の日表を見る時、文久二年七月から同年十一月までは、以下のような月四回の講会定例日が設定されており、学習院本来の目的である公家子弟の教育に主として供していたことがわかる。

- ① 九日 講会（礼記）
- ② 十九日 講会（史記）
- ③ 二十六日 講会（日本書紀）
- ④ 二十九日 講会（大学）

講会の定例日が月に四日ということとは、あとの日は学習院の施設は「遊休」状態にあるということであり、それらの日に教育外の用途が入り込んでくることは無理なことではなかったものと考えられる。

このため、政治的な面談の場としての使用は、施設が空いている時の例外的な使用であったのであり、長州藩世嗣毛利定広が勅使三条実美を奉じて江戸の下った前日の八月二日を「最後」として諸藩主が朝命を奉じて京都に参集し京都での政治が本格化した同年十二月初めまでは学習院は、政治的な場として要素は帯びないで済んだのである。

つまり、この段階においては、学習院は、臨時的に「朝廷の政治施設」として使用されたのにすぎず飽くまでも教育施設であったのである。

しかし、十二月の日表で明らかのように、朝廷が「最高政治機関」として実体化の度合いを強めた十二月以降は学習院は「朝廷の政治施設」としての色彩を恒常的に持つようになったものと考えられる。

以上の検討から本来、朝廷の教育施設であった学習院が「朝廷の政治施設」として用いられた理由は、次のような建物としての構造と使用のされ方をしていたことによるものと考えられる。

- ① 大名の「休息の間」となる「聴衆の間」、その侍臣の「控えの間」や藩臣の「休息の間」となる「聴衆の次の間」

を持ち、かつ、議奏・武家伝奏など公卿と大名・藩臣との会見の場となる講堂など、朝廷における公卿と大名・藩臣との「政治的会談」を行う上での場や儀礼を満たす建物の構造を有していたこと。

② 宮中の建物のなかで月に四回しか本格的に使用しておらず、他の用途のための日取りが容易にとれたこと。しかし、注意しなければならないのは、文久二年十二月から文久三年八月十八日まで、すなわち、尊攘派が京都内外をテロの脅威で制圧し朝政に規定性を發揮していた頃でさえ、学習院は教育施設としての機能や性格を失っていない点である。

文久三年の『学習院仮日記』は管見の限りでは見ることが出来ず、文久二年十二月から文久三年八月十八日までの間で実際に学習院で講会が行われた日時を特定出来ないが、学習院関係予算の出納簿である『学習所勘使方諸色御入用御勘定長』、拾八に文久三年正月から六月までの支出として以下の記述がある。

学習所御入用

一 銀、貳貫貳百壹拾七匁貳分八厘六毛

諸色代

内

(中略)

三拾六匁四分五厘

次奉書

壹束五帖

壹帖貳匁四分三厘

拾八匁

杉原

壹束五帖

壹帖壹匁貳分

拾七匁壹分

美濃

壹束五帖

拾五匁七分五厘

壹帖壹匁壹分四厘

半紙 四束五帖

壹帖参分五厘

参匁壹分五厘

次半切 三百枚

百枚壹匁五分

本塗外

参匁九分

中同 三百枚

四拾七匁壹分七厘五毛

右 清兵衛納

右御会御用

以上が、文久三年上半期の講会用に学習院が紙類を大量に購入していたことがわかる。このことは、学習院が尊攘派の拠点として使用されていた文久三年前半においても学習院の吏僚が、その本来の在り方である教育機関としての業務を行っていたことを示している。

また、『学習所勤使方諸色御入用御勘定長』、拾八には以下のような講会についての記事も掲されている。

(中略)

一貫九百五拾貳匁七分九厘

(中略)

是者当亥ノ二月十九日より六月二十九日迄御会日メ拾八度分学頭衆式方講師読師延人数参拾壹人メ三十三人(以下略)

これによれば、文久三年前半において、二月十九日を皮切りに六月二十九日まで計十八回、講会が開かれていたことが判る。

因みに、一ヶ月の講会は定例四回であるが、二月十九日以降六月二十九日までの定例日十九ヶ日のうち十八ヶ日開催されており、講会が欠会になったのは一回にすぎない。このような講会開催状況は、先述した文久二年の七月から十一月までの間で欠会がかなり多かつたことをふまえると、学習院が政治的機能をも帯びていた文久三年前半(もつとも二月十九日以降ではあるが)において低調になっていた学習院の教育機関としての機能は回復していたといえよう。

何故に一月および二月九日の定例講会が開催されなかつたかについて直接、その理由を示すは史料はなく想像するしかないが、「朝廷の政治施設」としての色彩を恒常的に持つようになつた文久二年十二月から傾向が翌年一月・二月中旬までそのまま続いており、後述する学習院や国事御用に関する朝廷機構の体制整備を契機にして、また、学習院の教育機関としての機能が全面的に復活していたものと考えられるのである。

以上のことから、文久二年十二月から文久三年八月十八日まで、すなわち、尊攘派が京都内外をテロの脅威で制圧し朝政に規定性を發揮していた頃でさえ、学習院は教育施設としての機能や性格を失つていなかったことは明らか

かであろう。

しかし、本来的な機能である教育施設としての使用頻度の少なさは従前通りであり、より多くの頻度で学習院という朝廷施設を他目的のために使用することが可能であったのである。

二、政治施設としての学習院の成立

政治的上昇により朝廷が「最高政治機関」として機能し始めていたが、文久二年四月の薩摩藩島津久光率兵上京前までは朝廷に対して公的に政治的に接触していたのは堀田正睦、間部詮勝といった上京してきた幕府老中、林大玄頭、川路聖謨などの幕府官僚が朝廷側と政治的交渉を行うというものであったために交渉の場は武家伝奏の伝奏屋敷や京都所司代邸、あるいは御所内伝奏詰所やさらには内覧邸など既存の政治施設が使用されていた。しかし、今まで入京ですら堅く禁じられていた外様大名が公然上京し、朝廷に対し「最高政治機関」として個別政策についても、その決定を求める事態となっている。

このような新しい状況に対し、どのような役職と施設で朝廷としての政治的対応を行うかは、朝廷に突きつけられた課題の一つであったのである。

島津久光の率兵上京の際、久光は、自分の親戚である棋家筆頭近衛忠房に就いて自説を朝廷に入説しようとしており、この件で近衛忠房の招きを受けた中山忠能や正親町三条実愛は、関白九条尚忠と京都所司代酒井忠義の了解をとった後に、久光が滞在する近衛邸に赴いて会談している（『孝明天皇記』文久二年四月十六日条）。

また、安政年間から文久年間にいたるまで諸藩士が朝廷への入説活動が行われているが、通常、諸藩士は公家の屋敷に赴いて入説活動している。このため、各公卿が、自分の縁戚関係にある大名家や主義主張に近い志士などの主

張を個別的に受け容れ、それを朝議化していくというプロセスが存在している。

このため、上述した朝廷の「最高政治機関」化に当たって政治機関としての統一した対応をとることが必要とされたのである。

① 七月十六日丁酉午後（中略）参学院毛利大膳太夫頃日就国事上京於此院両役可面談去日於御前博陸命給可為今日兼日内々令往復置執奏勸修寺侍従今朝表向上京之旨有言上乃今日午後於学院両役可面談被仰出之間直勸修寺申達之（『孝明天皇記』文久二年七月十六日条）。

② 松平大膳太夫先日上京今日献物奏者所江持参且表向上京之旨今日執奏勸修寺侍従 依所劳名代芝山民部大輔附当役今日当番加勢正親町大納言言上以女房被言上今日未刻於学習院両役可面談以兒被仰出 此事昨日申上置 正親町大納言仍勸修寺へ被申渡且以書状両役へ被示達（『野宮定功国事私記』文久二年七月十五日条〈宮内庁書陵部所蔵〉）

③ 十月十七日自武伝三藩へ被達

一就国事諸藩申出儀有之候節於学習院両役可聞取候尤事之緩急可有之ニ付自今出会之儀相止前日武伝月番へ可申出

一差懸火急之儀有之節ハ関白家へ申出候ハ、両役可参集事（『孝明天皇記』文久二年十月十四日条）

①と②は、文久二年七月の毛利慶親の上京に際し、武家伝奏・議奏とが学習院で面談することになったことに関する記事である。

注意すべきは、②の二重線部「今日未刻於学習院両役可面談以兒被仰出」にあるように学習院で毛利慶親と武

家伝奏・議奏両役とが「面談」することは伝奏・議奏両役の判断でなされたことではなく「仰出」によって行われているという点である。

この命令の原案は議奏、武家伝奏の両役から出されたものかもしれないが、管見のかぎりではこの発案者が誰であるかはわからない。が、①の「就国事上京於此院両役可面談去日於御前博陸命給可為今日」にあるように国事周旋などに関して毛利慶親と議奏、武家伝奏両役と「面談」することを天皇の御前で関白（博陸）が命じていることから明らかなように、この命令は朝廷のとしての正規かつ最高レベルの政策決定手続きを経て出されたものである（関白、武伝の幕府承認は和宮降嫁の際に廃止されている）。

③は、武家伝奏より薩摩藩、長州藩、土佐藩に対し達せられたものであるが、③の前段冒頭部において「国事について諸藩申し出の儀有之候節」と規定しているために、この達しは諸藩全体に関わる一般的規定であると考えられる。

③の前段では、「国事について諸藩申し出の儀有之候節、学習院において両役聞き取るべく候」と、国事に関する諸藩の朝廷に対する申出は学習院で武家伝奏・議奏両役が聴取することを宣言している。なお、現在、「事の緩急これ有るべき」という非常事態なので「自今（学習院における）会日出会いの儀相止め」ることとしており、この時点で既に学習院においては定例日（会日）を設けて武家伝奏、議奏が諸藩の政治的具申を受理するシステムが起動していたことを知ることができる。そして、切迫の度を加えつつある状況をふまえて、この定例日に替わって必要に応じて両職が学習院が諸藩の政治的具申を受理することに変更することとし、このシステムの即応性を高めている。

そして、③の後段では「差懸かり火急の儀これ有る節は関白家へ申し出」れば武家伝奏・議奏の両役が「参集」するとしており、緊急事態において朝廷官僚組織の「最高責任者」のもとに情報を直接いれるとともに実務ライン

の中枢がその元に駆けつけることにより朝廷としての政治決断を最速に行えるようにしており、このシステムの即応性を極めつけている。

③は、①・②の流れを最終的に定式化したものと評価できるが、これら一連の動きは、従来の朝廷の政治システムとは異なるシステムであることは明らかである。

そして、この学習院にかかわるシステムは次のような客観的意義を持っていたものと判断されるであろう。

イ 従来の朝廷のシステムでは武家との接触は武家伝奏が武家伝奏屋敷で行うことが通例で、武家伝奏とともに朝廷政治の実務ラインを担っている議奏が武家と接触することは基本的にはあり得なかったが、議奏が武家伝奏とともに武家と政治的問題について公的に接触する手続きが明確化された。

ロ 議奏が武家伝奏とともに武家と接触する場合、武家伝奏屋敷に議奏が出かけていくという方法もとられていたが、それは、「幕府役人」という要素をも併せ持つ従前の武家伝奏が武家との接触を独占していた幕藩制の原理の延長線上にすぎず、朝廷の「最高政策決定機関」化に相応しい、新しい武家に対する「政治的接触」の場として学習院における「面談」が設定されたものと考えられる。

ニ 島津久光の率兵上京の際に見られたように、武家の縁戚関係にある有力公家屋敷を舞台にした朝廷役職者と武家との政治的接触は、朝廷の政治機関としての完結性を損なうものであり、朝廷独自の武家との政治的接触、さらには武家への指揮統制を確保するために朝廷実務ライン中枢が武家と接触する場を公的に確立する必要性を満たすものであった。

ホ ③の後段に見られるように、このシステムは、関白（内覧）―武家伝奏・議奏という既存の朝廷の政策決定ラインを前提として構築されていること。

このようなシステムが構築された背景には、島津久光率兵上京や毛利慶親父子の国事周旋、さらには諸藩藩に対

する国事周旋の勅命、諸大名の上京、そして、長州藩、土佐藩に代表されるように藩内尊攘派が藩内権力を奪い自己の政治的主張をあたかも藩論として朝廷に入説していることなどが挙げられよう。

このようななか、文久二年十二月九日に朝廷は、国事御用掛を設置している。

同掛の設置については『維新史』や『徳川慶喜公伝』などでその詳細はあきらかであるが、家近良樹氏はその論考「幕末期の朝廷に新設された国事審議機関について」（『日本歴史』四四八 一九八五年）で検討しているが、反尊攘派の「上級公家主導の体制として発足したもの」としている。この見解については従うべきものと考えられる。しかし、この国事御用掛と学習院との関連については首肯しがたい以下のような部分がある。

A 国事御用掛が設置された際にだされた国事御用掛が守るべき心得（中略）が、かように、国事御用掛構成員と尊攘運動との間にはつきりと一線を画することを強く求めたことを考慮すれば、国事御用掛の設置は、久坂玄瑞ら諸藩の尊攘派有志の發議をたえ採用するかたちをとったとしても、それはあくまでも表面的なものであり、事実はむしろ逆であったとみなしうる。

B 「国事二関スル建言」を総て学習院に提出させることで窓口を一本化するというこの方策は、当時尊攘浪士によるテロが猖獗を極めていたこと、一月八日に薩長土三藩から浪士取り締まりの建白がだされたこと、建言が急を要する場合の窓口が尊攘派堂上に批判的であった関白近衛忠熙であったこと、当時は未だ学習院が尊攘派の手に帰していなかったこと、等を考慮すれば、明らかに浪士鎮撫の立場からなされた措置であったとみなしうる。少なくとも、ここでは、浪士は国事に関する建言を学習院に提出するあくまでも脇役にすぎず、その建白を取捨選択する主体は学習院両役であり、関白近衛忠熙であったことは忘れてはならないであろう。そして、この措置に示された精神がもの見事に国事御用掛の設置に際して發揮されたことは改めて繰り返すまでもない。

家近氏の分析の特色は国事御用掛設置や学習院に関する、当時の政治状況をふまえ近衛忠熙をはじめとする公武合体派上級公家の政治的意図を重視するあまり、そのみで国事御用掛設置や学習院の政治化の意義を論じるのみで、かかる国事御用掛設置や学習院の政治化が、幕末期における朝廷の「最高政策決定機関」化・天皇の「最高君主化」においていかなる意義を有していたか、という点については等閑視している点である。

以下、少し、この点について述べてみよう。

Bにおいて、氏は「『国事二関スル建言』を総て学習院に提出させることで窓口を一本化するというこの方策」を「明らかに浪士鎮撫の立場からなされた措置であつたとみなしうる」とする論拠の一つとして「十一月八日に薩長土三藩から浪士取り締まりの建白がだされたこと」を挙げている。

しかし、十一月八日の「薩長土三藩から浪士取り締まりの建白」は、公家などへの投書、威嚇、「薩長土三藩」の名前を悪用した騙り、町人などのへの恐喝などを取り締まることを求めたもので、長州藩、土佐藩を中心とした在京尊攘派への弾圧を求めたものではなく三藩（尊攘派を含む）の名誉や信用を失墜させることを予防することを狙ったものであり、公武合体公家による尊攘派の政治的規制と直結するようなものではなかつたのである。

しかも、その四日後の十一月十二日に次のような建白書を薩摩藩・長州藩・土佐藩は武家伝奏に提出しているのである。

一 攘夷之勅詔被仰出候ニ付テハ実ニ御全国之御安危ニモ相係リ不容易儀ニ付天下挙テ叡慮遵奉不仕候テハ不成成就テハ外藩有限部ハ無遠邇一樣ニ尽忠報国之志岐度相立候様御沙汰被為在度奉存候事

一 国事ニ係リ於諸藩追々幽閉禁錮其外譴責ヲ受候者共赦免相成候様先達テ関東へ被仰出候ニ付テハ是非徹底不

仕テハ不相成候得共其内有馬黒田等之儀ハ京地へ罷出候儀ニ付彼藩ニ於テ幽閉致シ居候部ハ早速赦免致シ候様御役向様ヨリ御移被為在度奉存候事

一 諸藩追々上京正邪無差別参内被仰付候儀ハ人心帰向ニモ相係リ不容易事候間先以三藩へ被仰聞正邪之分得ト御詮議之上被仰付度奉存事但尤以来ハ有功無功ニ不拘往來之節暫時上京仕候テモ参内被仰付候儀ニ御座候哉
〔孝明天皇記〕 文久二年十一月十日条

第一項では「攘夷之勅諭被仰出候」ことを受けて「天下挙テ叡慮遵奉不仕候テハ不相成」とあるように天皇を「最高君主」とし、その政策・命令を全国的に遵奉するように命令を下すことを要請している。

第二項では、国事に関わり諸藩で処罰された政治犯を赦免することを幕府に対して命令していたが、その命令の徹底を図るとともに上京してくる福岡藩・久留米藩に対し朝廷自ら該藩内の政治犯の釈放を命じるように朝廷として準備を整えるべきであるとしている。

第三項では、諸藩上京の際に、藩主が参内することとなるが、「正邪」同等の待遇を与えるならば「人心帰向」にかかわるので「正」の藩のみ参内を許すようにしてほしい。また、「正邪」の弁別についての判断・参内の是非については三藩の意見を聞いた上で十分「詮議」してほしいとしている。

以上のことから、この薩摩藩・長州藩・土佐藩連名の建白書は、次のような三つにまとめられるであろう。

まず、挙げられるのは、天皇の指揮命令系統下に將軍や大名を置き、「勅命」の徹底を図ろうとする姿勢、さらには天下をあげて「叡慮」を遵奉しようとする態度といった、現実政治における天皇の「最高君主」化、朝廷を「最高政策決定・指揮命令機関」化をより実体化し確立しようとする方向性であり、天皇・朝廷の国家統治機関としての上昇にかかわるものである。

次に挙げられるのは、第三項において言及されている諸大名の参内に関するもので、この参内が天皇・大名間の君臣儀礼であり両者間の君臣関係の確認と実体化を意味するものであり、天皇の最高君主化にともなう国家儀礼の分野における改編である。

最後に挙げられるのは、第三項目において参内する大名の選択について三藩の意向を朝議に反映させようとする政治的欲求であり、これはまさに現実政治における諸勢力の政治的意図の分野の問題である。

以上のように天皇をめぐる政治的動向は、① 国家統治機関、② 国家儀礼、③ 諸勢力の政治的意図という三つの分野にかかわる分野にまたがった問題が存在していたのであり、先に挙げた家近氏の研究は、③に重点がかかっていたものであり、①と②については比重が小さかったものと考えられる。

では、国事御用掛の設置は、①の国家統治機関の分野で如何なる意味合いを有していたのであろうか。

- 一 毎月十個日巳刻出仕申刻限退出之事……ア
- 一 定日於小御所取合廊下一同連席評議之事……イ
- 一 評議之簡条銘々書付持参示談一決之儀ハ伺定御用帳ニ可記之事……ウ
- 一 評議之条々各無隔意可申合專要候未決着儀ハ後会可尽評議事於外席他人へ異心別存不可及談話事……エ
- 一 廉立候儀有之節ハ小御所へ出御可被聞召候事……オ
- 一 御用之儀他へ不可漏脱之事……カ
- 一 諸臣国事ニ付所存有之候ハ、先件御用掛之内へ可申立候一己之了簡ヲ以猥成取計進退等不可有之事……キ
- 一 諸藩輩へ以私情相狎レ致応復間敷候事……ク

この規定は、家近氏も言及していた設置時の国事御用掛の勤務規定（心得）であるが、アからオまでとキの項目は国事御用掛そのものの規定である。

それによれば、国事御用掛の概要は次のとおりである。

- ・ 会議の定例日……「十今日」（一ヶ月につき十日）、
- ・ 会議場所……「小御所取合廊下」
- ・ 会議方法……審議事項を書付にして各自が持参し「連席」で評議し国事御用掛内で「一決」のちに天皇に伺いを立て、その裁可を得た後に決定事項として「御用帳」に書き載せる（なお、国事御用掛のなかに関白の近衛忠熙がはいているため国事御用掛「示談一決之儀ハ伺定」の対象は関白ではなく天皇と考えられる）。
- ・ 会議紛糾の場合……国事御用掛の会議で紛糾した場合は天皇が小御所で裁定を下す。
- ・ 朝臣の恣意的政治活動の禁止……諸臣は国事について意見がある場合は、国事御用掛に申し入れ、勝手に政治的行動をとらないこと。

以上のとおり、国事御用掛は、「小御所取合廊下」という天皇が「政務」を行う空間に包括される場所に「会議場」を設定し、この国事御用掛の決定事項について天皇の決裁を受けることを規定するとともに議事が紛糾した場合は天皇の親裁による決定を予定していたのである。つまり、天皇の「最高君主」化にともなってその統治を補佐する政策審議機関として朝廷内に設立したものである。このため、このルート以外の天皇による政策決定ルートを残す余地はなく、朝臣の政治的意見や要求は国事御用掛にもとに集中させ、国事御用掛の審議を経て勅裁を仰ぎ朝議化することを予定していたのである。

勿論、国事御用掛成立の原因は、「最高政策決定・指揮命令機関」化に当たって、従来の三職（内覧、武家伝奏、議奏）という従来の朝廷政務ラインでは、例え、議奏加勢という臨時の増員システムを恒常的に活用したとしても人数的には数名の増員にしかならず、これから朝廷が担わないといけなくなる広汎な政治事項の処理や、それを指示していく人的基盤とはなるには不足していたことも挙げられようが、次のような理由もあったものと考えられよう。

すなわち、「最高政策決定・指揮命令機関」化に当たって、朝廷は、国事審議・立案を任とする国事御用掛という役職を設定し、それ以外の公家は国事御用掛への意見伝達というかたちで朝政に関与することを許容してはいるものの基本的には彼らを朝廷の国事審議・立案過程から基本的に排除するという官僚制的機構を立ち上げたことは前述した通りである。

しかし、この排除の論理と国事御用掛による朝議運営への公家全般よりの支持を獲得するという要求とを両立させるためには皇族の代表者、及び摂家、さらには清華・大臣家・羽林家・名家・新家といった様々な家格を持つ公卿を包摂する、より広汎な公家集団を官僚制原理にもとづいて編成し、それによつて朝廷の国事審議・立案過程を担わせることが必要であったのである。それが、当初、十六名、家近氏の整理に従えば二十九名になるといふ同掛の人数の多さに原因であったと考えられる。

同時に、この国事掛設置は、孝明天皇自身が、幕府サイドに立つ九条尚忠が内覧在職時において尚忠より朝政の指導権を奪うために基盤とした摂関家や大臣経験者をメンバーとする勅問之人々を恒常的に政治に関与するようにする朝廷内の職制改変であり勅問之人々を拡大するかたちで国事掛を創出したものと考えられる。

また、国事御用掛に対しては私的政治行動を慎み同掛として機械的（官僚制的に）国事御用を務めることを要求されていたことは先述のとおりであり、この私的政治行動の禁止は、カの秘密保持規定、クの諸藩士との私的交際

禁止規定などに見られるが、天皇に対して「私」的關係を排除することを求められており、国事御用掛が、天皇に対し個人的に政治的意見を具申することや接触することも禁止されている。

過日及言上候国事掛名分離相立且苦心建白之儀壅蔽之灾有之処禁中御模様モ被為替ニ付早々可出勤深畏入存候
左候得ハ過日及言上候通尚亦感慨之趣意蒙御明断度存候

一 密奉窺叡慮度一言有之候間御両公ハ一人は近衛関白を指す歟玉側ニ被候共不苦役人衆ヲ被退御対面相願度候
一 諸藩へ猥往来仕度事蒙免許候者子細可及言上候

(中略)

上

公愛

〔孝明天皇記〕文久二年十二月九日条

これは、国事御用掛阿野公愛の上申書であるが、国事御用掛の服務規程に関して抗議を行い自邸に引きこもっている時に朝廷に提出した上申書である。

国事御用掛の職務に関連して、この建白書の直線部「苦心建白之儀壅蔽之灾有之」にあるような臣下として主君に対し行う意見具申（「建白」、破線部にあるような臣下として一對一で主君の意向を確認するといった行為が排除されていることがわかる。排除の対象となっている、このような行為は、諫言、君臣間の言路開通などを是としている主従制原理に即して考えると、当然あって然るべき行為であり、阿野公愛の主張も、この考え方に沿ったものである。

しかし、このような主従制原理に即した天皇と各朝臣間の政治的接触は、国事御用掛の職務規程において国事御用掛会議議決後の叡慮伺い、あるいは同会議紛糾時の天皇の裁定など官僚制的議事決定規定とは相反するものであったものと考えられる。

以上のように、朝廷の「最高政策決定・指揮命令機関」化に当たって文久二年十二月段階で新たに朝廷内部に政策審議機関を構築、政策審議決定手続きを決定したのであるが、文久二年十月十七日に武家伝奏から薩摩藩・長州藩・土佐藩三藩へ達せられた指令（前引）も、当然、このシステムのなかに組み込まれていくこととなる。

その指令の具体的内容が、①諸藩が朝廷に対し、国事に関して具申する必要がある場合は学習院において武家伝奏・議奏の両役がその具申を受理すること、②「差懸かり火急の儀これ有る節は関白家へ申し出」れば武家伝奏・議奏の両役が「参集」して対応すること、というものであったことは前述したところである。

すなわち、朝廷が「最高政策審議決定機関」として、新たに支配の対象としなければならなかった諸藩を政治的に掌握し諸藩の政治的要求や意見を吸収して国事御用掛などの朝議に反映させるとともに朝廷の政策決定を伝え諸藩を指揮命令する為の伝達の間として学習院が定置されていたのである。

事実、文久二年十二月以降、学習院の国事用途の使用が頻発するようになっていた。

因みに『学習院仮日記』『孝明天皇紀』によれば同年十二月及び翌文久三年一月における主な使用は次のとおりである。

- ① 十二月十日 山陵修補掛公卿六名及び戸田和三郎が参院、面談
- ② 十二月十二日 議奏・武家伝奏・国事御用掛十五名及び在京十二藩藩士参院
- ③ 十二月十三日 佐賀藩主鍋島斉正参院、議奏・武家伝奏と面談
- ④ 十二月二十日 鳥取藩主池田慶徳参院、議奏・武家伝奏と面談

⑤ 十二月二十八日 長州藩世嗣松平定広参院、議奏・武家伝奏と面談

⑥ 三年一月二日 武家伝奏、上京中の鳥取藩主池田慶徳、徳島藩世嗣蜂須賀茂韶、宇和島前藩主伊達宗城、

高知藩主山内豊範以下藩主、世嗣等から講堂で年頭の賀詞を受ける。

⑦ 一月三日

議奏・武家伝奏、藩領沿岸（紀伊水道—大阪湾への進入経路—）防禦につき和歌山藩家老より報告を受け防備について「為皇国一致精々尽力可有之被仰出」ている。

⑧ 一月十日

幕府將軍後見職徳川慶喜入京参内後、学習院において武家伝奏・議奏に対し幕府奏議三箇条について説明を行う。

このうち、③④⑤、⑧までは幕府、若しくは大名と朝廷実務ライン中枢との会談であり、①は、朝廷にとっても重要課題（山陵修復）についての藩臣との会談である。

⑥は、朝廷の役職者と藩主らとの間の儀礼の場として学習院が使用されている例である。

なお、翌日（二月三日）池田慶徳ら在京藩主・世嗣は参内、献上物を差し上げた後に小御所で天皇と対面、天杯拝受、その後、廊下で拝領物を授けられて退出している。

つまり、藩主との直接的儀礼（天杯拝受など）は宮中小御所という天皇固有の「空間」で行われており、学習院は朝廷役職者と藩主・世嗣が儀礼を行う「役向の儀礼」を行う「空間」として設定されていたのである。

②は、イギリス船が大阪湾に侵入するとの報に接して、その対応策について在京諸藩の意見を聴取した後に朝議を決定せんとしたもので、鹿児島藩・萩藩・高知藩の具申に基づくものであった。招集された藩は、福岡藩、岡山藩、久留米藩、熊本藩、広島藩、津藩、徳島藩、長州藩、鳥取藩、高知藩、佐賀藩の十一藩であった（「孝明天皇記」文久二年十二月十二日条、『大日本維新史料稿本』文久二年十二月十二日条（東京大学史料編纂所蔵））。

鹿児島藩は「打試日二付長州ヨリ承度由今朝殿下武伝等へ申願」い不参であったが、武家伝奏は、萩藩、高知藩、

鳥取藩、岡山藩に諮問した後に福岡藩、岡山藩、久留米藩、熊本藩、広島藩、津藩、徳島藩、佐賀藩に意見の聴取をしている。

このときに朝廷側から学習院に参集した諸藩に対し出された令達は次のとおりである。

撰海防禦兼テ勤仕之儀有之候処攘夷御一決之上ハ蛮夷渡来之風聞頻ニ有之候弥御守衛等行届帝都御氣遣之筋無之哉御尋被為在候万一小舟ヲ以淀川筋登来之節防禦打止之箇所手配等モ以書付委細早々可有言上事

山城国口々

京師口々

神崎川末

兼テ守衛

兵庫 長州

目印山 因州

住吉 土州

川口転法 備前

また、この学習院へ外様大藩の在京家臣を招集・諮問した翌日の十三日に天皇の沙汰を受けた関白の命令により武家伝奏は、京都所司代に対し、前日の対大名諮詢書取を示すとともに次のような申し入れを行っている（同前）。

山城国口々

京都口々

神崎川末

右箇所要害之儀可有る勘考候

近年自関東被申付御警衛相勤候向々之内長州土州因州備州等ハ前同様先達以来上京ニ付直ニ御沙汰有之候其
他自関東被申付置候向々ハ尚又右之候様被遊度御沙汰候此旨可申入関白殿被命候仍申入候事

まず、京都所司代への申し入れの内容についてであるが、上京中の「長州土州因州備州等」については「直ニ御

沙汰有之候」と朝廷が直接「沙汰」（指揮命令）することとし、幕府が警備を命じた「向々」についても朝廷が直接「沙汰」することとするとの朝廷側の決定を伝達している。

これは、幕府の京都出先の長で軍事指揮権を掌握している京都所司代の権能を否定し、天皇が京都内外の軍事指揮権を掌握、直接、行使しようとするものであった。また、それは朝廷側が幕府の軍事統帥権を奪うとともに朝廷と藩との軍事的直接結合を意味し幕府にとつては好ましいものでは極めてなかった。

朝廷により国事周旋のために上京を命じられ滞京中の外様大藩のなかでも、この申し入れにおいて特に名を挙げられている「長州土州因州備州等」は尊攘志向が強いと考えられる藩であり、朝廷の指揮下に入ることが期待されている度合いが大きかった藩であると考えられる。

すなわち、萩藩、高知藩は京都において尊攘派の中核となつている藩であり、鳥取藩主池田慶徳は尊攘の泰斗と知られる水戸藩主故徳川斉昭の五男で弟の徳川慶喜擁立運動に参画した際も開国論ではなく鎖攘論の立場を基本的にとつていた人物である。また、岡山藩主池田慶政は、文久八年閏八月に国事周旋の命を受け家老を上京させ尊攘の立場に理解を鹿兒島藩・萩藩・高知藩の具申に基づくものであった。

また、学習院に参集した（対象となつた）諸藩は、鹿兒島藩、萩藩、土佐藩、福岡藩、岡山藩、久留米藩、熊本藩、広島藩、津藩、徳島藩、佐賀藩は外様雄藩であり全て江戸城大広間詰の外様大藩である。

さらに注目すべきは、学習院に参集した（対象となつた）鹿兒島藩、萩藩、高知藩、福岡藩、岡山藩、久留米藩、熊本藩、広島藩、津藩、徳島藩、佐賀藩の全てが文久二年十月十四日に朝廷が内達書を達した十四藩に含まれていた点である。

因みに文久二年十月十四日に朝廷が十四藩に対し達した内達書は次のようなものである。

攘夷之儀累年觀念不被為絶候処方今人民同希望攘夷ニ決定無之テハ人心一致ニ難到且又此儘ニテハ邦内混淆之程深以被惱叡慮候間於幕府弥攘夷ニ決定候テ速ニ諸大名へ致布告且策略之次第拒絶之期限等衆議相立奏聞可有之今度以勅使被仰遣候此旨相心得觀念徹底之様周還猶亦報国尽忠可相励内々御沙汰候事

十月

三藩	薩長土	仙台	陽明殿	細川	一条殿
黒田	二条殿	芸州	陽明殿	鍋島	久世
備前	一条殿	藤堂	陽明殿	阿州	正三殿
久留米	廣幡殿	因州	十五日陽明ヨリ二条へ	岡	正三殿

右之通夫々被渡

因みに文久二年十月十二日、朝廷は、攘夷の叡慮を受けて幕府が攘夷方針を決定し諸大名に布告して「策略之次第拒絶之期限等衆議相立奏聞」することを幕府に命じるために勅使三条実美を江戸に東下させることを決定したが、この内達は、その二日後、勅使の成功を実現するためにこれら外様雄藩の支援を得ようとしたものである。

以上のことをまとめると、天皇が「最高君主」として京都内外の軍事統帥権掌握にともない、「武家之公卿」（天皇―大名間の君臣関係）として朝臣として活動することが親藩・家門・譜代大名よりも期待できると見なされた外様雄藩掌握の場として学習院が使用されたことは間違いないところである。

このような朝権の伸張は、萩・高知藩尊攘派の活動の結果と思われがちであるが一概にそうともいえないものと考えられる。

なぜならば、近衛忠熙、近衛忠房、有栖川宮熾仁親王、二条斉敬、一条忠香が三条実美勅使江戸東下について十月七日に天皇に意見具申をした際の「所意書之留」には「公武御一和之基本ハ攘夷ニ有之候間少シモ早く其沙汰諸藩へ被触候様」にすべきとするとともに性急に幕府の回答を求めべきではないとしており、攘夷そのものを支持し諸藩を基盤として天皇の「最高君主」の政治決定を幕府に貫徹させようとしていること（少なくとも文久二年後半の朝権伸張）が近衛忠熙ら公武合体派公家の支持をも得られるような朝臣としての一般的願望に沿ったものであった可能性が存在しているのである（『孝明天皇記』文久二年十一月十二日条）。

つまり、公武合体派と尊攘派の公家の主たる対立点は、攘夷を性急に行うかどうか、攘夷の勅命を遵奉・実施する中間的政策決定・指揮命令機関である幕府の自由度・主体性をどの程度認めるか、という点にあったものと考えられるのである。

また、文久二年八月十二日に幕府が京都守護職を新設、会津藩主松平容保を任命したのに対して、朝廷側は、島津久光も京都守護職に任命するように十二月八日に幕府に武家伝奏より「御沙汰」を申し入れている（『孝明天皇記』文久二年十一月十二日条）。この申し入れは、京都警備について朝廷側が主導権を確保しようとしたものであるが、尊攘派とは異なる開国治志向を持つ島津久光を据えようとしていることは、この段階の朝廷が尊攘派に独占されていなかったことを示しているものといえよう。

四、結び

朝廷の教育施設である学習院が政治化していった理由は、学習院が講義施設であったため、大名と公卿との会談の場である「正間」（＝「講堂」）、大名の「休息の間」（＝「聴衆の間」）、大名家来が待機する「休息の次間」（＝「聴衆の次間」）を講義施設として備えていたためである。また、従来から学習院の長として管理する立場にあった議奏は、もともと、学習院内に「居室」を有していたため公卿側の待機室については何ら新しい対応をとる必要はなかったことにあるものと判断される。つまり、学習院は、講義施設を転用することにより藩主クラスに対する礼遇と公卿と大名との政治的会談や伝奏・議奏などとの面談を行え得るスペースと構造とを一応備えていたといえよう。

しかし、本来的な機能である教育施設としての使用は学習院が政治施設として使用され始めても続けられていたが、その頻度の少なさは従前通りであり、より多くの頻度で学習院を他目的のために使用することが可能にしたのである。

次に学習院が天皇の政治的上昇のなかで如何なる位置を占めていたか、という問題についてである。

文久二年末、「最高政策決定・指揮命令機関」化に当たって、朝廷は、「勅問之人々」を拡大するかたちで国事審議・立案を任とする国事御用掛という役職を設定し、それ以外の公家は国事御用掛への意見伝達というかたちで朝政に関与することを許容してはいるものの基本的には彼らを朝廷の国事審議・立案過程から基本的に排除するといふ官僚制的機構を立ち上げている。

この排除の論理と国事御用掛による朝議運営への公家全般よりの支持を獲得するという要求とを両立させるために皇族の代表者、及び摂家、さらには清華・大臣家・羽林家・名家・新家といった様々な家格を持つ公卿を包摂す

る、より広汎な公家集団を官僚制原理にもとづいて編成し、それによって朝廷の国事審議・立案過程を担わせている。

国事御用掛は、「小御所取合廊下」という天皇が「政務」を行う空間に包括される場所に「会議場」を設定し、この国事御用掛の決定事項について天皇の決裁を受けることを規定するとともに議事が紛糾した場合は天皇の親裁による決定を予定している。

他方、朝廷は、「最高政策審議決定機関」「軍事統帥機関」として、新たに「支配の対象」としなげばならなかった諸藩を政治的・軍事的に掌握し諸藩の政治的要求や意見を吸収して国事御用掛などの朝議に反映させるとともに朝廷の政策決定を伝え諸藩を指揮命令する為の伝達の間を新たに確保する必要があった。その場として「小御所取合廊下」という天皇が「政務」を行う空間とは距離を置いた学習院が定置されたのである。

さらには、藩主との直接的儀礼（天杯拝受など）には宮中小御所という天皇固有の「空間」が設定されたのに対し、朝廷役職者と藩主・世嗣が儀礼を行う「役向の儀礼」の場として学習院という「空間」が使用されていたのである。（本論文は科学研究費補助金基盤研究(c)「学習院に関する基本的研究」の成果の一部である）